

## 府立高等学校教科用図書の採択に関する基本方針及び留意事項について

### (1) 教科書の使用義務

#### ア 学校教育法第34条第1項

小学校（中学校、高等学校にも準用）においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

#### イ 京都府立学校の管理運営に関する規則第14条

学校においては、教育委員会が採択した教科用図書を使用しなければならない。

### (2) 教科用図書の採択にかかる基本的な方針

ア 高等学校長は、高等学校学習指導要領の趣旨及び各教科の「目標」や「内容」を十分に踏まえ、各学校の教育目標、教育課程に相応し、生徒の実態に応じた最も適切な教科用図書を推薦する。

イ 各校、教科用図書の採択に当たっては、専門的かつ綿密な調査研究を行うこと。

### (3) 教科用図書の推薦に当たっての留意事項

#### ア 教科用図書の推薦について

平成25年度使用の教科用図書について、平成25年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒の教科書並びに平成24年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒の数学、理科、理数及び学校の判断により新学習指導要領（平成21年文部科学省告示34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の規定を適用する科目の教科書については、平成21年学習指導要領の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録（平成25年度使用）」の第1部に掲載されている教科書のうちから推薦すること。

現行の学習指導要領（平成11年文部科学省告示第58号）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に掲載されている教科書のうちから推薦すること。

従前の学習指導要領（平成元年文部省告示第26号）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第3部に掲載されている教科書のうちから推薦すること。

#### イ 公正確保について

(ア) 教科書の推薦については、適正かつ公正に行われる必要があり、外部からの不当な影響により推薦結果が左右されることのないよう適切な対応がなされなければならない。過大な宣伝行為その他外部から不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題が生じた場合には、その都度速やかに教育委員会あてに報告すること。

(イ) 文部科学省においては、各教科書発行者の宣伝行為の自粛について申し合わせを行っているところであるので、その趣旨について一層徹底すること。